

法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

国税庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上、法人番号の付番機関とされており、平成 27 年 10 月 5 日（月）の同法施行を迎え、法人番号の通知・公表等について、具体的なスケジュールを以下のとおり予定していることから、前もってお知らせいたします。

なお、法人番号は広く一般にご利用いただくことを前提としており、10 月 5 日（月）にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本 3 情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）を順次掲載し、公表します。

1 法人番号指定通知書の発送等

(1) 設立登記法人及び国の機関・地方公共団体

設立登記法人については、10 月 22 日（木）から 11 月 25 日（水）の間に、都道府県単位で 7 回に分けて発送する予定です。

また、公表については、通知したのちから順次行うこととしており、初回は 10 月 26 日（月）を予定しています。

※ 具体的な都道府県別の法人番号指定通知書の発送日は別紙のとおりです。

なお、国の機関・地方公共団体については、10 月 22 日（木）の発送、10 月 26 日（月）の公表を予定しています。

(2) 設立登記のない法人及び人格のない社団等

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、11 月 13 日（金）に発送する予定です。

公表については、設立登記のない法人は、11 月 17 日（火）に行う予定です。

また、人格のない社団等は、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得たもののみ公表することになっているため、公表に同意する旨の書面（法人番号指定通知書に同封する「法人番号等の公表同意書」）を国税庁において収受したのちから順次公表する予定です。

2 法人番号指定通知書の送付先

法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出された申告書・届出書に記載の所在地へ送付いたします。

法人番号の通知書発送及び公表予定日

	指定対象法人の所在地（地域）等	通知書発送予定日	基本3情報の公表予定日
設立登記法人（国の機関・地方公共団体等含む）	国の機関・地方公共団体 東京都23区 （千代田区、中央区、港区）	平成27年10月22日（木）	平成27年10月26日（月）
	東京都23区 （千代田区、中央区、港区以外）	平成27年10月26日（月）	平成27年10月28日（水）
	東京都（23区外）、 北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、 群馬県	平成27年10月28日（水）	平成27年10月30日（金）
	埼玉県、千葉県、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日（水）	平成27年11月6日（金）
	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日（水）	平成27年11月13日（金）
	大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県	平成27年11月18日（水）	平成27年11月20日（金）
	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日（水）	平成27年11月27日（金）
設立登記のない法人・ 人格のない 社団等	全国一斉	平成27年11月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・設立登記のない法人については11月17日（火） ・人格のない社団等については、公表に同意する旨の書面を国税庁において收受したもののから順次公表